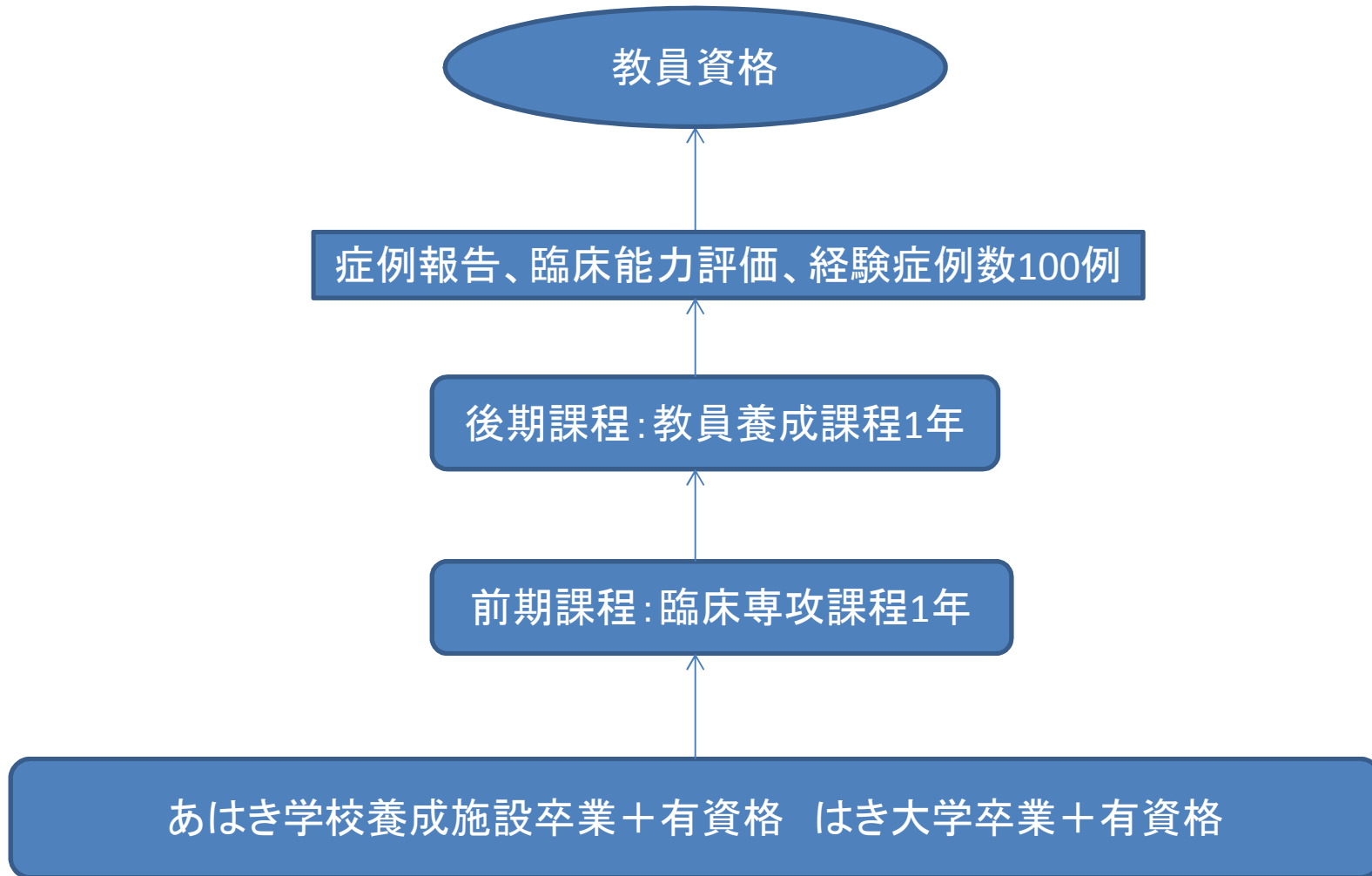


教員養成機関の見直し について

坂 本 構 成 員

ご提出資料

新たな教員養成課程①



新たな教員養成課程②

臨床能力の担保のために

1) 経験症例数100例、症例報告1編(論文形式で1例報告)を必須とする

2) 卒業時に第三者評価機構を設置し、そこから選出された評価者による臨床能力試験(技能)の合格を必須とする

新たな教員養成課程③

教員養成課程のカリキュラム

現行の課程を単位制とし、臨床専攻課程1年（前期課程）と教員養成課程1年（後期課程）の2課程とする。

新たな教員養成課程④

カリキュラム改善のポイント

- ①現在の時間数を単位制に移行し、臨床専攻課程29単位と教員養成課程の37単位以上とする
総単位数62単位(現行)→66単位(新カリ)、臨床実習は16単位(現行)→18単位に増加する
- ②十分な臨床実習を確保するとともにその実績を評価する項目を卒業要件とする
- ③その他として国際センスの涵養、研究力の涵養、他の医療職種と連携することができる人材を養成する